

## 平成24年第4回美郷町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成24年4月26日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告（平成24年2月分）
- 第 4 町長の招集あいさつ
  - 議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 議案第41号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第2号

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 農事務局長	杉澤哲君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、吉野 久君、8番、福田 守君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### ◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査平成24年2月分の報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告に替えさせていただきます。

---

### ◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成24年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、4月3日夜からの記録的な暴風で、町では、4日午前4時に災害警戒部を設置し、同日午前8時45分に災害対策部に切り替え、被害状況の把握と被害の拡大防止、停電に伴う給水車の出動や避難所の設置など対応にあたりました。

暴風による被害は町内広範囲にわたり、一般住宅や車庫等で115件、農作業小屋やビニールハウス等の農業関連施設で221件、公共施設で25件、被害総額は6,900万円余りと推計され、農作物の生育への影響等も懸念されております。

このうち、町道へ飛散したトタン、木くず等については、通行上の危険が認められたため、美郷町建設業協会と締結している「災害時における応急対策活動への協力に関する協定書」に基づき、撤去を4日に要請し、同日中に終了するとともに、春の一斉清掃時などに収集した飛散物等については町が運搬処理を行うこととし、4月7日に開催した廃棄物減量等推進員会議で周知いたしました。

また、一般住宅や車庫等に被害を受けた方を支援するため、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業を拡充し、過去に同事業を利用した人でも新たに助成を受けることができ、また、工事完了後でも申請できるようにいたしました。

なお、残材や倒木の処理、避難所設置及び災害対応職員の時間外勤務手当等の早急な対応に要した経費148万4千円については、予備費で対応いたしました。

次に、JR東日本秋田支社は4月20日、平成25年の秋田デスティネーションキャンペーン開催に合わせ、「平安の歴史を感じる駅」をコンセプトとしたJR後三年駅の改築を、正式に公表いたしました。

これに併せて、町では今年度、後三年の古戦場を含めた史跡などを紹介するコーナーを合築し、交流人口等の拡大につなげてまいります。

次に、災害廃棄物の処理についてですが、本年1月30日に開催された大仙美郷環境事業組合議会議員全員協議会で、同組合管理者が被災地支援のため災害廃棄物の受け入れを表明いたしております。

す。

これを受けて、大仙美郷クリーンセンター焼却施設で3月26日から同29日まで、安全性確認のための試験焼却と一般廃棄物最終処分場への埋立処理を実施した結果、事前調査や試験焼却、事後調査での空間放射線量や放射性物質濃度等はいずれも基準を下回り、秋田県で観測されている通常レベルと同程度となりました。

また、処理施設周辺住民の理解も得られたことから、4月20日に開催された同組合議会議員全員協議会で、管理者が4月23日からの本格受け入れを表明し、現在、1日約10トンの処理を行っております。

なお、受け入れた災害廃棄物の放射線量や放射性物質濃度等については、その都度、町及び同組合ホームページ等で公表してまいります。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

承認第1号から承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、承認第1号は、交付税・交付金、国庫支出金、県支出金及び起債の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費について専決処分した平成23年度美郷町一般会計補正予算第12号について、承認第2号及び承認第3号は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の公布に伴い専決処分した美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について報告し、承認を求めるものです。

議案第41号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第2号についてですが、暴風により被害を被った農業生産施設及び商工業施設の復旧に要する費用への一部助成や豪雪、暴風により破損した公共施設の修繕等に要する経費及び美郷中学校開校祝賀会に要する経費の追加等による歳入歳出予算の補正等について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 薫君) 承認第1号についてご説明いたします。

3ページの専決第3号をご覧ください。平成23年度一般会計補正予算第12号について、平成24年3月30日付で専決処分したので報告し承認をお願いするものであります。専決処分の内容ですが歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,295万5,000円を追加し、総額を125億9,802万3,000円とするものでございます。また繰越明許費と地方債についても補正しております。

8ページをお願いします。第2表繰越明許費の変更補正でございます。8款2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業ですが、中学校前線の境界確認や同意に時間を要し事業の年度内完了が見込めないため既に繰越設定していた路線に追加し事業名及び金額を変更したものでございます。

次のページですが、第3表地方債の変更補正でございます。事業費の確定及び国庫補助金額の決定により起債の額が確定しましたので、合併特例債及び災害復旧事業債の借入限度額を変更したものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正について説明します。12ページをご覧ください。最初に歳入をご説明いたします。2款の地方譲与税から14ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月定例会以降に交付決定があり額が確定したことによる補正であります。なお、9款の地方交付税ですがこちらは特別交付税の決定によるもので、特別交付税の総額は3億6,140万4,000円で前年度より1,149万2,000円の増額となっております。13款1項3目公共土木施設災害復旧費国庫負担金ですが、町道真昼岳線の災害復旧事業の負担金の額が決定したことにより減額するものであります。2項5目土木費国庫負担金ですが、23年度の豪雪に伴い新たに臨時市町村道除雪事業費補助金が交付されたものでございます。14款2項5目農林水産業費県補助金である地域調整活動支援事業費補助金ですが、これは戸別補償制度や米の生産調整等を支援する事務費に対する補助金であり事業の精査により額が決定し交付されたものであります。20款町債ですが、事業費の確定や国庫負担金の額の決定により減額するものです。

次に16ページ歳出をご説明します。2款1項総務管理費、6款1項農業費、8款2項道路橋梁費、11款2項公共土木施設災害復旧費については、歳入で説明した国県支出金の追加や減額、並びに地方債の減額により財源の組替えを行ったものであります。17ページ13款2項1目25節積立

金ですが、財政調整基金に1億7,200万円を積み立てしたものです。これにより財政調整基金現在高14億1,000万円となります。14款予備費につきましては端数を調整したものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 承認第2号 町税条例の一部改正の専決処分につきましてご説明をいたします。

議案20ページをお開きください。この専決処分につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い法律との整合を図るため直ちに税条例の一部を改正する必要性が生じたことから行ったものでございます。議案は21ページでございますが、本文では分かりづらい点がございますので、議

案資料集にあります新旧対照表それに続く読替え規定にてご説明をさせていただきます。

資料集1ページをお開きください。第35の2の改正につきましては、これまで年金所得者につきまして所得税の源泉徴収に係る申告書に寡婦控除の記載欄がございませんでした。今回の改正で記載欄が設けられ、年金に係る支払報告書への記載により住民税の申告を不要としたものでございます。3ページをお開きください。第9条の2は、土地価格の下落傾向が続いていることから、土地評価額の下落修正の規定を平成26年度まで延長したものでございます。第10条は、宅地に係る税の急激な上昇を避けるための負担調整措置について規定しており、現行の措置を3年間延長するものでございますが、4ページ下から3行目から5ページ中段までの第4項は、これまで宅地の課税標準額が評価額の8割以上となっている場合の課税標準額の据え置きを規定してございましたが、後ほど読替え規定でご説明いたします経過措置を講じて廃止をされました。6ページにお進みいただきます。第11条につきましては、農地に対する負担調整措置を3年間延長したものでございます。第13条は特別土地保有税の課税標準に係る規定を3年間延長するものでございますが、ここに記載はございませんが、条例附則第12条の2の規定により現在課税が停止されておりますので税に影響はございません。7ページにお進みいただきます。新設された19条の2の規定は、平成20年の公益法人制度改革に伴う固定資産税の手続きを規定したものでございますが、町内に該当はございません。8ページ第20条の2、9ページ第21条第1項の改正につきましては、読替え規定でございます。東日本大震災で被災された方の譲渡所得、住宅取得買入れ金に係る住民税の控除について所得税との間で適用の整合を図ったものでございます。これらの読替え後の条文は資料集11ページから15ページに掲げてございます。その他、地方税法の改正に合わせて引用条文等の整合のため所要の改正を行なっております。

議案に戻っていただきまして、24ページをお開きください。附則第1条におきまして施行期日を本年4月1日としてございます。第2条以降は経過措置を定めてございまして、第2条では年金所得者の寡婦控除の申告義務を不要とする改正は平成26年度から、その他は本年度からの適用としております。第3条は固定資産税についての経過措置を定めてございまして、本年度から適用することとしてございます。第2項、第3項は読替え規定でございます。

再度資料集16ページをお開きください。改正附則第3条第2項は旧条例附則第10条第2項第4項の読替えでございます。先程同条第4項の削除につきましてご説明をいたしましたが、読替え規定によりまして、平成24年度、25年度については同項は効力を有することになりまして宅地の評価額に対する課税評価額の負担水準が0.9以上の土地につきましては、課税標準を前年度と同額



に据え置く措置を講ずるものでございます。また、0.9未満の土地につきましては負担調整措置を講じ0.9以上に引き上げるというものでございます。

再び議案24ページにお戻りをいただきます。24ページ下から1行目次のページに続く第3項でありますが、条例附則第12条、第13条第1項の読替えの規定でございます。

再び資料集17ページをお開きいただきます。附則第12条は固定資産税のうち、土地に係る免税点につきまして特例適用後の課税標準額とする規定でございますが、この額を算出する場合にも先程の附則10条第2項、第4項の規定を適用することとする読替え規定でございます。附則第13条は特別土地保有税の算定にも同様に算出した額を使用することを規定した条項でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

税務課長。

○**税務課長（小原隆昇君）** 承認第3号 国民健康保険税条例の専決処分につきましてご説明をさせていただきます。

議案28ページをお開き頂きます。この専決処分につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い法律との整合を図るため直ちに国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから行ったものでございます。

議案は29ページでございますが、議案資料集18ページ19ページでご説明をさせていただきます。新旧対照表でございますが、改正の内容につきましては、町税条例と同じく東日本大震災で被災された方の居住用財産の敷地に係る譲渡に対する国民健康保険税の所得割の算定の特例適用期限について、改正前は3年としていた期限を7年とするためのものでございます。18ページにありますとおり附則第18号を加え、これにより19ページにあります譲渡所得の特例を定めた附則第7号を適用のため読替えるという規定でございます。以上でございます。

○**議長（高橋 猛君）** 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（高橋 猛君）** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（高橋 猛君）** 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（高橋 猛君）** 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、表決

○**議長（高橋 猛君）** 日程第8、議案第41号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。

企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長(高橋 薫君) 議案第41号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第2号について説明します。

36ページをお願いします。第2表 債務負担行為の追加補正であります。暴風被害復旧支援資金利子助成補助金ですが、4月3日、4日の暴風による農業施設等に被害を受けた方を支援するため秋田県では県単資金を創設し、県、市町村が協調し利子補給するものであります。町内の貸付額を1,000万円と見込み、平成33年度まで利子補給するため次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。詳細につきましては歳入歳出予算補正で説明いたします。

次に、39ページをお願いします。歳入であります。9款1項地方交付税ですが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものであります。

○農政課長(深澤克太郎君) 続きまして、14款2項5目2節農業生産施設復旧支援事業費補助金であります。今月3日から4日に発生いたしました暴風により農畜産物を生産する施設に甚大な被害を受けた農業者等について、その農業生産施設の復旧に対して助成し、農業経営の再建を支援するため県で新たに事業を創設いたしました。対象施設であります。パイプハウスの倒壊やガラスハウスの破損、畜舎屋根等の破損であります。対象作物は、水稲、野菜、花卉、果樹、栽培きのご類、葉たばこ、比内地鶏等で原状回復を基本とし、パイプハウスについては県で標準単価を設定し、助成対象事業費は復旧を要する施設の面積に標準単価を乗じた額を限度としております。なお、全壊の場合は撤去、組立に要する経費を加算できるものとしてございます。被害については復旧費の見積り等により事業費を積算するものであります。助成対象の下限は1経営体当たり10万円としてございます。事業の実施主体は市町村で補助率は助成対象事業費の3分の1以内としております。町内ではビニールハウスの全壊及び半壊19戸、23棟、5,021平方メートル、畜舎屋根等の破損10棟、960平方メートルが対象となる見込で、被害額は3,351万9,000円と推計してございます。県の補助率3分の1に当たる1,117万3,000円の歳入予算補正を計上してございます。

次に同節の暴風被害復旧支援資金利子補給補助金であります。この度の暴風により被害を受けた農業者等の再生に向けた取組を支援するため、県が単独資金を創設し金融機関が融通

した資金に対し県、市町村が協調し利子助成をするものであります。利子補給率は県1.0750パーセントで2分の1、市町村が0.5375パーセントで4分の1、金融機関も0.5375パーセントで4分の1、基準金利2.65パーセントで利子補給が2.15パーセント、実質貸付金利0.5パーセントで融資するものであります。限度額は個人500万円、法人等1,000万円で、融資する金融機関は農協、銀行等としてございます。償還期限は10年、うち据置1年以内、償還方法は元利均等年賦償還で、事業実施主体は市町村となります。町では、融資枠を1,000万円と見込み貸付実行日を5月1日から県負担率1.0750パーセント、7万3,000円を歳入予算補正としてございます。以上であります。

○総務課長（小原正彦君） 40ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項5目11節の修繕費は、この度の暴風により中央行政センターの車庫の屋根の目隠し部分のトタンが破損したことによる修繕費14万7,000円。南行政センターの仙南土地改良区玄関の階段が今冬の豪雪、寒波により凍結によりまして破損したことによる修繕費46万1,000円、合わせて60万8,000円の補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、3款1項2目11節でございます。こちらも4月3日からの暴風によりまして指定管理を行なっておりますサンワーク六郷の建物壁面に設置しております看板が破損いたしましたことに伴う修繕料として3万円を計上してございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、2項4目の児童福祉施設費の中で建設課分といたしまして、11節に豪雪による安楽寺児童公園の生垣修繕代として28万円を計上してございます。また、13節委託料にこの度の暴風による橋本児童遊園地の倒木の処理費用、それから18節に倒木により破損した橋本児童遊園地のブランコの購入費45万円を計上してございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 需用費の修繕料でございますが、千畑保育園分の23年度豪雪により生垣の被害につきまして用務員の手で修復できない部分の補修費30万2,000円をお願いするものでございます。次に16節原材料費でございますが、11節修繕料以外の用務員で実施する町内3園の生垣の補修に要する杭、竹等の材料費をお願いするものでございます。18節備品購入費なかよし園ガス瞬間湯沸かし器でございます。湯沸かし器に不具合がございまして、これが経年によりまして修理が不可能ということで、早急に交換を必要といたしましたのでお願いするものでございます。同じく園名看板でございますが、道路沿いのフェンスに設置しているなかよし園と描いた園名板の経年劣化が進んでいる状況でございましたが、23年度の豪雪が損壊を誘発いたしまし

てこの園名板の交換をお願いするものでございます。

- 農政課長（深澤克太郎君） 次に6款1項3目19節であります。歳入補正予算で説明いたしました県の農業生産施設復旧支援事業での事業費補助率3分の1以内で、町でも3分の1以内を協調助成するもので、対象施設、助成内容等につきましては県の要領と同じ内容とし、合わせて3分の2以内、2,234万6,000円を歳出補正するものであります。6款1項5目19節暴風被害復旧支援資金利子助成補助金であります。歳入補正予算で説明いたしました融資枠1,000万円の県負担率1.0750パーセントと、町の負担率0.5375パーセントの補助金11万円の歳出予算補正であります。なお、平成25年度から平成33年度までの9カ年の同資金の利子助成金につきましては、36ページ第2表 債務負担行為補正で計上しております。
- 建設課長（照井智則君） 同じく8目農村整備費の11節修繕料は、暴風による仙南地区の前郷農村公園のバスケットボード及びリングの修繕費用でございます。13節委託料は、暴風による六郷地区の下鐘田農村公園の倒木処理のために必要とする経費を計上しております。
- 商工観光交流課長（高橋一久君） 次に7款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金でございますが、農業施設同様に暴風により被災した商工業施設の復旧を支援するものであります。支援対象は町内に所在する店舗、倉庫、工場等で、復旧に要する経費が10万円以上の施設が対象となります。支援内容につきましては、復旧に要する経費から損害保険金等を控除した額の3分の1で、上限10万円を助成するものです。ただし、工場等の大規模施設については、300平米以上で600平米未満の施設は上限50万円で、600平米以上については上限100万円を助成いたします。現在把握しております被害棟数は28棟で、助成金を600万円計上しております。次に3目観光費の19節負担金補助及び交付金でございますが、六郷地区にあります藤清水と御台所清水に設置しておりました竹垣が暴風により破損しておりまして、設置管理主体である観光協会にその修繕費用を53万円助成するものです。
- 建設課長（照井智則君） 続きまして、8款2項2目11節修繕料は豪雪により破損または凍上したガードレールの補修5路線、ガードパイプの補修1路線に要する経費でございます。同じく3項1目河川総務費の15節は、豪雪により黒沢字上坂地内を流れます大台川の護岸が崩れ、護岸の補修に要する経費でございます。4項2目都市公園費の11節は、豪雪により一本杉児童公園のフェンスが倒伏したため補修に要する経費をお願いするものでございます。
- 教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 10款教育費についてご説明いたします。1項教育総務費2目の事務局費であります。これは美郷中学校開校記念祝賀会に要する経費の一部

を計上するものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 3項1目学校管理費15節工事請負費でございます。これは、旧千畑中学校の野球場グラウンドのバックネット撤去工事でございますが、バックネットの鉄骨の腐食に加えまして今回の豪雪による加重で一部が損壊いたしました。鉄骨全体の腐食も進んでいますことから、この危険な状況を取り除くために撤去費用をお願いするものでございます。4項1目幼稚園費11節需用費の修繕料でございますが、3款2項4目11節でなかよし園分の保育園分を説明させていただきましたが、こちらは幼稚園分の生垣修繕料をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 5項3目文化財保護費であります。史跡説明看板が暴風により倒壊しその復旧費を計上しております。以上よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） はい。13番。農業振興費のところですけども、パイプハウス等の倒壊についての補助金という説明でありましたが、他市町村ではビニール等の除去費用も対象としている行政もあるように聞いておりますけれど、その点はいかがでしょうか。それから、先程町長のあいさつの中にありましたけれど、これ関連質問になるわけですが、午前4時に暴風対策本部なるものを設置したというふうな説明がございましたが、危機管理という面からそれまでの流れをもうちょっと詳しくお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） 始めに農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） はい、ビニール等の除去について他市町村の状況ということのご質問に対して答弁いたします。大仙市の方ではビニール等の除去も加えて市で対応するというこの新聞報道がされてございます。ただ、美郷町の場合は、ビニール等の除去について助成は考えてございません。あくまでも県の復旧支援事業の実施要綱に基づきそれに協調して助成するという考え方でございます。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 4月3日からの対策本部の警戒部等々につきましての流れでございますが、前日から記録的な暴風というような報道がなされておりましたので、職員については、もし災害等があった場合は即時集合を掛けるということを通達してございました。一部職員につきましては、午前2時に役場の方に集まりましてその対策を取ったところでございます。そし

て、3時半ぐらいから風が非常強くなりましたので、関係する職員を集めまして4時に警戒部を立ち上げたというところでございます。警戒部を立ち上げまして、その際にもし避難所等々が必要な場合は即時対応するというところで警戒部を立ち上げたところでございますが、その後、職員につきましては通常より早い時間に被害状況を確認するように全職員に電話等々で連絡をしてございます。8時半に職員が集まったところで、災害対策の警戒部を正式に開いて、その中でこの状況が非常に大きいということで、一段階上げた災害対策部に切り替えたというところでございます。それ以降は被害状況の対策、それから給水車の活動等々を実施してございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） はい。13番。今の総務課長がお答えになったことは、一連リーダーとして総務課が動いたと理解してよろしいですか。

○総務課長（小原正彦君） 災害対策につきましては警戒部の部長に総務課長がなることになってございますので、それまでの対策につきましては私の責任で対策を取ると。ただしその際には当然関係する団体等々との連絡がございますので、住民生活課との十分な連絡を取りながら進んでいるということです。それから合わせまして町長、副町長等にも逐一連絡をしているところでございます。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。15番 熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） はい。15番。同じく40ページの農業振興費の今日議題になっております暴風被害の対策についてでありますけれども、県の対策に連動した形で町の対策が今日提案されておるわけで、これは被害農家にとってはありがたい話だなと理解しております。そこで、新聞報道等によりますと国の方でも豪雪、あるいは今回の暴風被害に対して補助の事業をとという報道がありましたが、それについて何らかの情報がありましたら答弁お願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） はい、国の方でも強風並びに豪雪に対する補助を考えているという報道がなされました。ただ詳細につきましては東北農政局を通じて情報収集しているところでありますが、まだはっきりしたことは通知、連絡が入ってございません。詳細が入り次第何らかの形で関係農家等に周知してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。2番 熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） 2番。今までの経年劣化に加えて雪の被害あるいは今回の風の被害でだいぶ

壊れたところがありますけれども、それぞれ補修されているようでありますけれども、公園の遊具なども補修されておりますけれども、公園の中にあるモニュメント的なものの調査などもしておりますか。

○議長（高橋 猛君） 最初、建設課長。

○建設課長（照井智則君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。公園につきましては全て巡回いたしまして被害状況、それから立木の状況、それと遊具、それらについて被害の状況を確認してございます。その中でモニュメント的なものと申しますと、殆どの公園には遊具、それから様々な立木、それと飾り棚、特にモニュメント的な破損については現段階では報告は受けてございません。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「もう一つ」の声あり）熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） 記念碑なんかいろいろな所に建てておりますよね。それがどういう経過で建てたのかわかりませんが、そういうものがだいぶ古くなって崩れているとか何かありますけれども、そういうところも調査しましたでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただいまのご質問の内容は、畑屋の関係のご質問でないかと思われませんが、畑屋の忠魂碑がございまして、それが一部壊れていることで、私方も今週に入りましてその連絡を受けまして早速調査に行っております。その対策等々について現在検討しているところでございます。それから各被害状況については、それ以外についてもそれぞれのモニュメント的なもの、それから記念碑的なものを合わせて調査してございますので、現在入っているところによりますと、それが壊れているということは聞いてございますので、早急に対策等々を取ってきたいと考えているところでございます。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。13番 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） はい。13番。先程聞き忘れまして再度同じ振興費のビニールの処分等の補助についてまたお尋ねしたいと思いますけれども、今回のパイプハウスの大きな特徴としては、農業共済に入ることによってハンコは押したけれども実際にその経費を引き落としていないので、補償がなかったビニールハウス等がかなりの数あると共済の担当からお聞きしております。実際、今日述べられたハウス棟よりかなり多くのビニールが破損していると思われまして、是非とも私は美郷町でもビニール等の撤去処分がかなりの額にのぼると思っておりますので、そこら辺の検討もしていただけないものかと思っておりますがいかがでしょうか。



○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） はい。議員ご指摘のとおりハウス共済の加入引き落としの関係でありますが、先程被害の件数等申し上げましたが、共済の関係であります。今回の全壊、半壊で共済の該当になる農家は19戸中9戸だそうであります。その他にもビニールの剥離が相当数にのぼるわけですが、被害額を見ますと大きい額に至っていないこと、10万円以上の足切りを県と同じように設けてございますので、ハウスの除去並びにビニールの張り替えに対する助成については検討いたしませんでした。

○議長（高橋 猛君） 他に。15番 熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） はい。15番。41ページの道路橋梁費、道路維持費の修繕料について伺います。今年も昨年に引き続き豪雪で被害が出ておるとお思いますけれど、ガードレール等破損して、昨年からのままのところもありますので、その辺の点検はお願いしたいわけですが、その状況と対策について伺います。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） はい。ただいまのご質問にお答えいたします。道路に附帯する安全施設、特にガードレール等の点検につきましては日頃の道路パトロール、これらの中で各路線それらの把握に努めてございます。また、今般の豪雪、暴風、それらの災害につきましては雪解け時点で町内限なく巡回し把握してございます。ただ修繕等につきましては、一つは危険度の問題、非常に災害が発生しやすい、もしくは危険性が高いということを最優先に補修を進めてまいりたいと思っております。それから、子ども達の通学路に配慮しながら集落の中で特に修理を早急に要するものに優先順位を付けまして対応しているところでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第41号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第4回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

（午前10時55分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成24年4月26日

美郷町議会議長      高 橋      猛

署 名 議 員      吉 野      久

署 名 議 員      福 田      守